

ページ5 特定行為除細動プロトコル改定について解説します。

(左)側が現行プロトコル。(右)側が改定案となっています。

現行プロトコルからの変更点は、フローチャート中央部、「呼吸あり・脈触れず」そして「呼吸感ぜず・脈触れず」の項目の下枠内に、特定行為等の項目に薬剤投与プロトコルを追記。そして、補足事項とし、救急隊接触前に関係者により除細動が実施された場合、搬送先医療機関へ情報提供すること。なお、市民除細動の回数にかかわらず除細動プロトコルを実施する。との内容を追記しています。改定案の解説は以上となります。